

## 仕様書

1 委託業務名 「江府町クリエイティブ人材育成事業」業務委託

2 契約期間 契約締結日 から 令和6月31日 まで

3 業務内容

デジタルツールを活用してデザインやライティングなど、個人の創造性を生かした職業を目指す人材(以下、クリエイティブ人材という)を育成し、江府町内に新しい産業として働き場を提供することを目的として、期間学校(講座)を開講し、技術習得、就職や起業をサポートする。

《詳細》

○江府町クリエイティブ人材育成学校

(1) 対象：江府町民(高校生以上) 10名程度

(2) 日程：2023年8月～12月 計12回 休日の午後1～5時を想定  
(休憩時間含む4時間程度)

(3) 内容：ライティング、デザインの基礎講座・応用講座  
デジタルツール・アプリの操作講座

※必要なソフトやパソコンは委託業者で準備 ※受講者持ち込みも可

○江府町クリエイティブ人材のサポート体制構築

(1) 受講者のうち希望者を対象として、江府町クリエイティブ人材として登録し、クリエイティブ人材の宣伝・営業や、企業・一般顧客との仕事のつなぎ役を実施。

○その他

上記業務の他、講座実施に係る広報や各種準備、講座の運営、受講者管理(申し込みやと問い合わせ対応等)も本委託業務に含む。

4 業務実施に係る留意事項

(1)受託者は業務全体の進行管理や町との連絡調整を行うため、実施責任者や担当者等を選任すること。

(2)業務実施にあたって必要なスケジュールを作成し、進行管理を行うこと。

5 履行報告

下記の内容を含めた実績報告書(電子媒体)を提出すること。

- (1)開催日時及び開催場所
- (2)受講者数
- (3)講師、講座内容
- (4)講座開始時の写真
- (5)受講者アンケート結果
- (6)その他必要と思われる資料として指示するもの

6 参加料 無料とすること

7 委託料の支払 実績に応じた出来高払

8 成果の帰属及び秘密保持

(1)成果の帰属

本業務により得られた成果は、江府町に帰属するものとし、受託者は、江府町の許可なく、当該成果を使用し、又は公表してはならない。

(2)秘密の保持

(ア)本業務に関し、町から受領又は閲覧した資料等を町の了解なく、公表又は使用してはならない。

(イ)本業務で知り得た町及び参加者等の秘密を保持しなければならない。

(ウ)受託業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないよう注意すること。また町が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(3)個人情報の保護

(ア)本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」その他の個人情報保護法令を遵守しなければならない。

(イ)本業務への参加者に係る個人情報の江府町への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取り扱いには十分注意すること。

9 その他

(1)仕様書に記載のない事項については、別途協議すること。

(2)プロポーザルにおける提案書の内容を本契約に含むこと。